

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(札幌市独自集計、過去5年間) ※HP掲載

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
発生件数	4			2			2			2			2		
種別等	校数	1号	2号	校数	1号	2号	校数	1号	2号	校数	1号	2号	校数	1号	2号
小学校	2	2	2	1		1	1	1		2		2	2	2	1
中学校	2	1	1	1	1		1		1						
高等学校															

※小学校には義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部、中学校には義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部、高等学校には義務教育学校後期課程及び特別支援学校高等部が含まれます。

※1件の「重大事態」が、法第28条第1項第1号及び同第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されるため、校数と発生件数の合計は必ずしも一致しません。